

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	P Aサポートセンター事業実施業務
発 注 課	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課
選 定 事 業 者	特定非営利活動法人ホップ障害者地域生活支援センター
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 札幌市パーソナルアシスタンス事業においては、利用者である重度障がい者に対する各種相談や費用請求等に関する支援のほか、制度の普及啓発等を行う支援機関として、「P Aサポートセンター」を民間団体に委託して運営している。 P Aサポートセンター事業実施業務の委託法人は、重度障がい者の特性を踏まえ、重度障がい者が地域で暮らすことの課題等に関する実情を理解した上で、介助者募集やシフト調整、必要な介助計画の作成、利用者及び介助者に対する研修等、様々な自立生活支援を行うことから、重度障がい者特有の自立生活に関する相談支援のノウハウと実績が豊富な者であることが必須の条件である。 当該法人は、重度訪問介護事業所のほか、相談支援事業所を含む様々な事業所の指定を受けており、重度障がい者に対して、自立生活に必要な様々な支援を提供している。また、北海道が指定した重度訪問介護従業者養成研修事業者として、当事者及び介助者に対する研修も実施しており、P Aサポートセンターで実施する、当事者及び介助者に対する研修の技術と経験を豊富に有している。 上記要件を満たすのは市内で当事業所のみである。なお、制度当初から本業務を担当しているスタッフの在籍により、利用者、介助者、関係機関から厚い信頼を得られていることも、本業務を円滑に安定して遂行できる要素である。 以上のことから、本業務を実施できる法人は他になく、競争入札に付することが適さない契約であることから、地方自治法第167条の2第1項第2号により特定随意契約とした。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
	地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項（ ）（ア～オのいずれかを記入）